

山LP協第 171 号

令和3年 3月 8日

会 員 各 位

(一社) 山口県LPガス協会
会長 服部 典之 (印略)

建設工事等におけるガス管損傷事故の防止について (お願い)

平素から当協会の事業に格別のご理解、ご指導をいただき、厚くお礼申し上げます。
さて、このことについて、(一社) 全国LPガス協会から別添のとおり通知がありました。

当協会におきましても、他工事による事故防止を、「LPガス快適生活向上運動 “もっと安全さらに安心”」における山口県独自の対策に掲げ、重点的に実施していますが、依然として事故が後を絶たず、今年もすでに1件発生しています。

つきましては、会員におかれては経産省からの周知事項について再徹底を図られ、建設工事等におけるガス管損傷事故の防止に取り組んでいただきますようよろしくお願い申し上げます。

【経産省からの周知事項】

- ・ 建設工事等事業者に対し、工事を施工する前には必ずガス管等について液化石油ガス販売事業者等に照会・確認するとともに、ガス管を見つけた場合は、必ず液化石油ガス販売事業者等に連絡すること等について、周知を行うこと。
- ・ 必要に応じて建設工事等の際に立ち会うこと。
- ・ 供給管・配管の工事を行う際は、事故防止のため、外注先の特定液化石油ガス設備工事に係る届出、液化石油ガス設備士資格の有無及び再講習の受講状況を確認することにより適切に監督すること。

一般社団法人山口県LPガス協会事務局

TEL.083-925-6361/FAX.083-923-8366

e-mail: yamalpgasu@mx52.tiki.ne.jp